

平成15年度第5回
兵庫県都市計画審議会

平成16年3月30日
パレス神戸2階 大会議室

開 会 午後2時

議長 それでは、平成15年度第5回兵庫県都市計画審議会を開催に先立ち、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、平成15年度第5回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、たいへんお忙しい年度末にもかかわりませずご出席いただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。

さて、本日の議案には、西播磨地域の各都市計画区域マスタープランの決定があがっております。平成13年5月に改正都市計画法が施行され、3年以内にすべての都市計画区域においてマスタープランを定めることとされて以来、足かけ3年になります。

当審議会では、平成13年6月にその策定についての基本的な考え方を検討するようにと知事から諮問を受け、直ちに専門委員会議を設けて検討に入り、そこで既存の29都市計画区域すべてのマスタープランの骨格となる部分を検討し、翌年2月に答申いたしました。以後、この骨格の上にそれぞれの地域の特色を肉付けしていく作業が進められ、今年度第1回の審議会における丹波地域を皮切りに、皆様の審議をお願いしてまいりまして、順調に策定手続きが進められてきたところであります。これまでの皆様方のご努力に対して敬意を表しますとともに、これらのマスタープランに描かれた将来の都市の姿を実現していくよう、期待をこめて今後とも慎重に個々の都市計画案件の審議にあたっていきたいと思います。

さて、本日の案件は、去る3月23日に事務局から事前説明がありました中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定事案をはじめ13件であります。この後、お手元の議案書により議事を進めてまいりたいと存じますが、どうぞ十分にご審議を賜りますようお願いいたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきましてご審議を賜りたいと存じます。

なお、審議中のご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いてあります名札の番号を述べてからご発言くださいますようお願いいたします。

それから、本日の議事の進め方でございますが、議案の説明につきましては、審議の便宜上、関連するものは一括して説明を受けるようにしたいと思います。

この点を予めご了承願います。

それでは、まず、第1号議案「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」

から第4号議案「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」までの4件ですが、これらはお互いに関連していますから、一括して説明を受けることといたします。

これらについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 西播磨地域「中播、西播、西播磨高原、及び山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご説明いたします。

西播磨地域の整備、開発及び保全の方針は、西播磨地域全域を対象とした広域都市計画方針を作成し、各都市計画区域に共通の記述と、都市計画区域ごとの記述をあわせて構成しております。

議案位置図の1ページに示すように、西播磨地域において4都市計画区域を指定しており、これらの整備、開発及び保全の方針を一括してご説明いたします。緑色のファイルの議案書別冊の赤いインデックスタグの箇所には4都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」いわゆる都市計画区域マスタープランを統合した資料をつけております。

参考資料1及び前面スクリーンをご覧ください。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画区域のマスタープランとして住民の意見を聞きながら関係機関等との調整を経て策定しております。

播磨地域のフォーラムで広域都市計画方針を示した会場風景です。

それではマスタープランの構成を簡単にご説明いたします。

1ページの基本的役割に、西播磨地域の各都市計画区域マスタープランは、「西播磨地域ビジョン」の分野別構想の1つとして、都市計画区域に関する基本的な方向と、各都市計画区域における主要な都市計画の決定方針等を示すことを記載しております。

マスタープランの目標年次は平成22年としております。

2ページの「課題と目標」では「背景と経緯」として、自然、歴史等の現状と動向を記載しております。

6ページ、「都市計画の課題」では、都市計画の立場から4点をあげ、それぞれの課題に対応した目標を定めております。

7ページ、基本理念には「自己実現のできる自由な社会」といった西播磨地域に関わるキーワードを盛り込んでおります。

8ページ、「都市構造、主要都市機能の配置方針」について、スクリーンの構造図を議案書位置図6ページ及び資料5に示しております。

8ページ、「区域区分の有無」の項目について、中播・西播都市計画区域は区域区分

を定め、西播磨高原・山崎都市計画区域は区域区分を定めないこととしております。

10ページ、土地利用に関する方針について、優れた自然環境を保全し、秩序ある多核ネットワーク型地域構造の形成をめざし、地区の個性を活かしたきめ細かな規制誘導により計画的な土地利用を行うこととしております。

主要用途の配置の方針では、商業・業務地については、中心商業・業務地はJR主要駅の周辺に配置し、一般商業地・業務地は、一団の住宅地の中心地等に適正に配置することとしております。

工業地については、臨海部において、既存産業の業種転換に配慮する一方、内陸部において地域環境と調和した地場産業の立地条件の整備や集約化を進めることとしております。

流通業務地については、流通機能の向上に配慮して配置を図ることとしております。

住宅地については、計画的な住宅市街地の形成を図ることとしております。

12ページ、市街化調整区域の土地利用については、優良な農地と都市的土地利用の健全な調和等3点を記載しております。

13ページ、自然的環境に関する方針としては、豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいの環境づくりに資する適切な地域制緑地の指定を行うこととしております。

主要な緑地の配置・整備の方針では、環境保全系統、景観形成系統について記載しております。

14ページの都市交通に関する方針では、生活や産業の利便性の向上と地域のバランスある発展の促進、自転車・歩行者にとって安全・快適でゆとりのある道路空間を整備し、総合的な都市交通体系の実現、利便性の向上、交通拠点機能の強化を図ることとしております。

主要な施設の配置整備の方針では、道路、駅前広場、鉄道、空港について、記載しております。

15ページ、都市環境に関する方針については、公園・緑地、下水道整備、河川改修や人と川の関わりについて記載しております。

公園・緑地については、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観形成系統、下水道・河川については、生活排水処理計画、河川整備計画、廃棄物処理施設等については、兵庫県廃棄物処理計画、兵庫県ごみ処理広域化計画との関係等について記載しております。

20ページ、市街地整備に関する方針について、市街地整備の推進、中心市街地の再生等について記載しております。

21ページ、都市防災に関する方針については、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の災害の教訓を活かした災害に強い都市づくりの推進について記載しております。

22ページ、主要な都市計画等の指針では、4の基本方針を踏まえ、具体的に予定される事業を、市町との協議及び兵庫県社会基盤整備プログラムにより公表されている事業から抽出して記載しております。

中播都市計画区域マスタープランの附図についてご説明いたします。議案書位置図2ページの附図に修正がありますので、別途お配りしたA3版の「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針附図」をご覧ください。

中播都市計画区域は、姫路を中心に発展を遂げ、姫路駅周辺等で連続立体交差事業、市街地再開発事業等による拠点整備が進められております。臨海部には埋立地を中心に海運交通を活かした工業地の開発が進められ、内陸部では高速道路のインターチェンジを活用して産業団地や流通業務地の配置が図られております。

広域的な交通としては、国道2号、29号、250号、312号等の整備を進めてまいります。

河川では、市川、夢前川、揖保川を都市の骨格を形成する緑地として位置づけ、自然環境に留意しつつ、都市化の進展と緊急度を勘案して改修を進めます。

また、都市防災の観点から、広域的な救援のための拠点として手柄山防災拠点の整備を図ってまいります。

議案書位置図3ページ、西播都市計画区域は、紡績工場や特産品の塩を利用した製薬工場などの工業地開発が進められた区域で、臨海部では、造船、電機、セメントなどの工業用地の創設を目的とした埋め立てが進められてまいりました。

相生、赤穂、上郡のJR駅周辺などに都市拠点を設定し、国道2号、250号の道路改良整備と、主要地方道姫路上郡線、主要地方道赤穂佐伯線等の幹線道路の整備を推進することとしております。

千種川等の主要な河川の改修を進めるとともに、災害時の延焼防止、緊急避難、救援活動のための空間として整備を推進いたします。

議案書位置図4ページ、西播磨高原都市計画区域は、昭和60年に播磨科学公園都市の対象区域を都市計画区域として指定し、平成7年の変更を経て現在に至っております。

中国横断自動車道姫路鳥取線の整備を推進するとともに、播磨科学公園都市を核とした地域間の道路ネットワークの強化を行うこととしております。

山間部の森林や河川等の自然景観要素の保全、整備を図るとともに、地域防災拠点として公共・公益施設の計画的誘導を行うこととしております。

議案書位置図5ページ、山崎都市計画区域は、西播磨地域の内陸部に位置しており、中央部に流れる揖保川の周辺の大部分が山地で占められております。

商業・業務地は、山崎町中心部、工業地は主要地方道山崎新宮線沿道周辺、住宅地は既存市街地や集落地のほか、城下山田地区等において宅地化を誘導し、山間部の自然景観要素の保全、整備や、中国自動車道へのアクセス道路の充実を図ることにより、魅力ある定住環境の形成を図ってまいります。

以上の案については、素案閲覧後、西播・西播磨高原・山崎都市計画区域については平成15年11月7日に西播磨県民局で、中播都市計画区域については同11日、姫路市で説明会・公聴会を行いました。いずれも公述申し出はございませんでした。

本案について2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上で西播磨地域4都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明を終わります。
議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これについて質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

25番 質問を少しさせていただくと、意見等も含めて申し上げたいと思います。

1つは、統合版の西播統合の中で、具体的には姫路にかかわる所です。姫路のJR山陽の立体交差の部分が計画の中に書かれてありまして、今、それにあわせて駅前広場の整備がこの中では区画整理事業として行われると明記された部分があるのですが、住民の皆さんから、あわせて地下化の問題が要望として出されていると聞いています。その辺の明記はないのですが、計画としてどうなんでしょうか。それをまず1つお聞きしたいと思います。

24ページに書かれてある具体的な中身です。JR山陽本線等連続立体交差の事業です。
事務局 ただいま地下化ということのご質問でございましたが、何の地下化でしょうか。

25番 現在姫路駅の工事が進んでますよね。それをいわゆる切り下げでずっとやっているのかな。山陽電鉄の工事にあわせて地下化もしてほしいという要望が出ていると、地元のほうでお聞きしているんです。マスタープランの中ですから、細かい所に入ってしまうということで、その問題が今どうということになっていないのであれば、そ

うことでしょうか、それをあわせてしてほしいという要望があるとっておられるので、そのことを聞いていらっしゃるかどうかも含めて。

事務局 JR山陽本線の連続立体交差事業におきましては、山陽電鉄はいまご指摘がございましたように若干切り下げることによりまして、事業の完結を図るように考えてございます。いまご質問のございました山陽電鉄の地下化につきましては、本事業が完了した以降の対応かと考えておりまして、そういう地元からの声があることにつきましては認識はしてございますが、今、この都市計画区域マスタープランの中で記述するような状況にはないと考えております。

25番 引き続きよろしいでしょうか。

いまのお話ですが、地元の要望を認識していらっしゃるということですから、今後の事業の中でできるだけ効率的に進めていただきたいと要望しておきます。

もう1つ、19ページにあたるのですが、各地域のマスタープランの中で、ごみ処理の問題で、兵庫県のごみ処理広域化計画に基づいて、産業廃棄物処理の施設等がつくられるということで、これも統合の中で、西播・中播・山崎都市計画区域、それぞれの中に入っているのですが、場所等が住民の合意は得られているのかが非常に心配です。そのことはどうでしょうか。

事務局 現在、地元町と地元地域住民の方々と十分話し合いを持つようなことで進められているところがございます。今後十分説明をしたなかで、理解を得られる適切な時期に、都市計画で定めるべきものにつきましては、しかるべき時期に手続きに入るといように考えております。

25番 そういうことではありますが、非常に広域の処理になりますと、これは兵庫県が全体で進めているのですが、私どもはそもそも広域化でごみを処理するということについて、おおもとのところであまり好ましいとは考えていないんです。ごみを減らすと言いながら、現実には大量のごみをそこで処理をしなければ稼働できないという事態がありますから、できるだけそういった意味では、このごみ処理の問題について、根本のところ考え方が違うのですが、それを一步譲ったとしても、少なくとも住民の合意が得られるなかで進めていただきたいということを申し添えて、意見としてあげておきたいと思います。

もう1つ、意見です。それは、マスタープラン全体を否定するものではないので、その中でいくつかということになるのですが、はっきりした反対の意見として、この4つ

の議案ともに共通しているのは、すべての所に空港の問題で「長期的な視点を踏まえて播磨地域の空港の整備を検討する」と、こうありますが、これは播磨空港のことを言っていると思います。これはいま西播磨の4市21町の市長さん、町長さんのご意見を聞いても、ほとんどの方々がこれについては積極的ではない、それはうんと長い将来でどうなるかは別としても、このマスタープランが描かれているようなその時期、いわばそのスパンでは、否定的な意見が市町の中で言われていることとあわせて、これまでずいぶんと空港建設なんか先頭的に言ってらっしゃった地元の、姫路の商工会議所の幹部の方でさえ、今は、「空港をつくることは、住んでいる家が白蟻に食われて崩壊寸前なのにベントを買うようなものだ」という皮肉すら言われて、それには後ろ向きの意見もあげていらっしゃいます。ですから、そういった意味では、このマスタープランに描かれている、先ほど言いましたこのスパンの範囲内の中で、ここに長期的という書き方はありますけれども、播磨空港については、需要予測にしても、離農の問題、環境問題も含めて、住民の合意も得られていない、むしろ反対の方向でありますし、県当局も現実にはこれまでの予算よりもうんと減らすという形で、播磨空港整備方策の検討協議会の少しの予算ぐらいしか組めていないという実態がありますから、これについては、明確にこの部分では反対をしておきたいと思います。

もう一つは、別冊 にあたりますが、西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で、金出地ダムの問題が18ページにあるかと思えます。これはもともと西播磨のテクノポリス、ここの開発によって水需要がふえるであろうと予測されて、総事業費190億円で予算化をされておりますが、現実には2工区・3工区についてはいま進度調整を行っている事態のなかで、現実には1工区だけの中で水需要も今のままで十分だということであるとか、このダムを建設していく上で、非常に地質も複雑だということになかなか進んでいないということもあわせて、金出地ダムについては必要ないと考えますから、このマスタープランの中で、いま言いました空港だとか金出地ダムだとか、それ以外にもごみ問題あるいは姫路駅の要望等も含めて、意見を申し上げさせていただいたわけですが、この1号議案、2号議案、3号議案、4号議案については、それぞれ私もその部分についての反対がありますから、反対という意見表明をさせていただきます。

議長 ほかにご質問、ご意見、ございますでしょうか。

ないようでございます。各議案はそれぞれに独立した都市計画に関するものでありま

すので、採決も議案ごとに行うことにいたします。

まず、第1号議案「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」についてお諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

議長 反対1名。多数で可決いたしました。

次に第2号議案「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」について、お諮りいたします。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手を願います。

(反対者挙手)

議長 反対1名。多数で原案どおり可決いたしました。

次に第3号議案「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」についてでございます。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 反対1名です。原案どおり可決いたします。

それでは第4号議案「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」についてです。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 反対1名。多数で原案どおり可決いたしました。

引き続きまして第5号議案「中播都市計画区域区分の変更」について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局 第5号議案「中播都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。

議案書は11ページから、また変更箇所の図面は資料2をご覧ください。

都市計画では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の形成を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引き制度を設けております。

中播都市計画区域では、昭和46年3月に当初線引きを行い、その後4回の全体見直しを行い、今回が第5回目となります。

線引きの見直しは、農業との関係、土地の安全性、環境への影響等を考慮して行うこととなっております。今回の線引き見直しにあたっては、「すでに市街地を形成している区域または計画的な市街地整備が確実に見込まれる区域」を市街化区域に編入いたします。また、市街化調整区域内の計画的な整備、開発が見込まれる区域で、土地需要の高まりが著しい区域については、今回の線引き見直しの中で関係機関等と協議を行い、条件が整った時点で随時市街化区域に編入を行うこととしております。「現在、市街化区域にあるが市街化されておらず、市街化の見込みのない区域」については、市街化区域から市街化調整区域に編入することとしますが、本都市計画区域では該当箇所はございません。

資料2「中播都市計画区域の変更議案説明資料」の1枚目に変更地区一覧、2枚目に位置図、4枚目以降に該当する図面をお示ししております。

中播都市計画区域では、市街化調整区域から市街化区域に編入する区域は11ヶ所約70ha、境界調整10ヶ所となっており、変更後の市街化区域面積は約13,054haとなります。

面積10ha以上の主な変更箇所は、中島埠頭地区、播磨龍野企業団地地区の2ヶ所となっております。

中島埠頭地区は、姫路市の市川河口に位置する区域で、公有水面埋立事業が概成したことにより29.7haについて市街化区域に編入いたします。

播磨龍野企業団地地区は、龍野市の山陽自動車道竜野西インターチェンジの北に位置する区域で、龍野市によりすでに市街地整備がなされていることから、23.3haについて市街化区域に編入いたします。

なお、本案に関連して参考資料3、1ページの参考案件一覧に示すように、9件の用途地域、高度地区、下水道及び地区計画の市町決定の案件がございます。これらについては、おのおのの市町の都市計画審議会です承され、本案件と同時に都市計画決定手続

きを行う予定をしております。

以上の案については、素案閲覧後、平成15年11月11日に姫路市で説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

本案について2週間の縦覧を行ったところ、1通の意見書が提出されました。

お手元の資料1、意見書の概要1ページをご覧ください。

意見書提出者は香寺町にお住まいの方で、姫路市別所町を取り上げて意見を述べられております。

意見書の要旨は、「たとえば別所町家具町とかいった地名で線引きがされているが、播但連絡道路などが近接する区域では、その道路で線引きするのが望ましいので、播但連絡道路と市街化区域には含まれた市街化調整区域は市街化区域にすべきである」というものです。

これに対する県及び市の考え方は、市街化区域に編入する区域は、すでに市街地を形成している区域または開発計画等による計画的な市街地整備が確実に行われる区域としております。当該区域は現在農業的土地利用が行われており、計画的な市街地整備の予定もないことから、今回の見直しにおいては市街化区域への編入は行わないこととしております。

以上で、中播都市計画、市街化区域、市街化調整区域の区域区分に関するご説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これにつきましてご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、お諮りいたします。

第5号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、第5号議案については原案どおり可決いたします。

それでは続いて第6号議案「西播都市計画区域区分の変更」から第8号議案「西播都市計画緑地の変更」までの3件ですが、これらはお互いに関連していることから、一括して説明を受けることにいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 まず第6議案「西播都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。

議案書15ページから、また変更箇所の図面は資料3をご覧ください。

西播都市計画区域では、昭和46年3月に当初線引きを行い、その後4回の全体見直しを行っており、今回が第5回目となります。

線引きの見直しに関する基本的考え方は、第5号議案でご説明した中播都市計画区域の市街化区域、市街化調整区域と同様であります。

西播都市計画区域においては、市街化調整区域から市街化区域に編入する区域は1ヶ所約15ha、境界調整3ヶ所で、変更後の市街化区域面積は約2,520haとなります。

西播都市計画区域で10ha以上の変更箇所は1ヶ所、資料3「西播都市計画区域の変更議案説明資料」の3ページ、赤穂市B-1 浜市地区でございます。

この地区は、JR坂越駅の北東、千種川沿いに位置する区域で、土地区画整理事業により計画的な市街地整備の行われることが確実となった14.6haについて、市街化区域に編入いたします。

以上の案について、素案閲覧後、平成15年11月7日に西播磨県民局で説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

続きまして第7号議案「赤穂市に係る西播都市計画道路、新田坂越線ほか1路線の変更」についてご説明いたします。

議案書は19ページから、議案位置図は9ページ及び10ページでございます。

今回変更いたします路線は、新田坂越線及び坂越橋線の2路線でございます。

新田坂越線は、国道250号と県道岡山赤穂線の交差点部を起点として国道250号のバイパスとしての役割を担うとともに、一部区間において国道250号となる路線であり、赤穂市の南部と中部や北部を結ぶ主要な幹線道路であります。

昭和41年に当初決定され、その後、昭和50年に終点、延長及び幅員の変更が行われて、現在、延長約8,300m、代表幅員33mの4車線道路として都市計画決定されております。

坂越橋線は、JR赤穂線坂越駅と新田坂越線を結ぶ路線で、昭和39年に当初決定され、昭和50年に終点及び延長の変更が行われ、現在は延長約310m、代表幅員15mの2車線道路として都市計画決定されております。

まず、新田坂越線の変更についてご説明いたします。

現在、坂越橋周辺におきまして慢性的な渋滞が発生しており、その解消・緩和を図るため、新田坂越線の一部区間を含む砂子地区から高野地区において、国道250号として新たな橋梁を含む道路の整備が予定されております。また、先ほどご説明いたしました浜市地区におきまして土地区画整理事業が計画され、市街化区域に編入されることとな

りました。広域交流軸のネットワーク強化を図るため、国道 250号として整備予定の道路計画にあわせ、本路線の終点を千種川左岸の交差点に変更し、延長を約 450m追加するとともに、新たに整備が予定されている橋梁取付部等を考慮し、線形を変更いたします。また、本路線の一部区間においては、沿道利用を考慮し、副道が計画されておりますが、浜市土地区画整理事業において、その機能を有する区画道路が計画されたため、一部区間において副道を削除いたします。

これらの変更に伴い、代表幅員を33mから30mに変更いたします。

次に、坂越橋線の変更についてご説明いたします。

坂越橋線におきましては、新田坂越線との交差点付近において、新田坂越線の副道につながる副道が計画されておりましたが、今回、新田坂越線の一部区間において副道を削除することにあわせて、北側の副道を削除し、一部区域の変更を行います。

本案作成にあたり、千種川の右岸側の住民に対しては平成14年5月、平成15年5月の2度、住民説明会を開催し、区画整理事業等とあわせて住民説明を行い、左岸側の住民に対しては平成15年1月に住民説明会を行いましたが、特に意見はございませんでした。

続いて第8号議案「西播都市計画 2号千種川河川敷緑地の変更」についてご説明いたします。議案書23ページから、議案位置図は11ページでございます。

千種川河川敷緑地は、千種川の自然環境・景観資源を保全するとともに、地域住民の憩い・運動等の多様なレクリエーションの場とすることを目的とし、河口部の新赤穂大橋から山陽自動車道の千種川橋に至る区域が都市計画決定されております。

赤色が今回追加する区域、黄色が削除する区域でございます。

先ほどご説明いたしました都市計画道路の新田坂越線の道路計画にあわせ、前面スクリーンに示すとおり区域を変更いたします。さらに、一般県道周世尾崎線等の道路計画にあわせ、区域を変更するとともに、山陽自動車道の千種川橋から一般県道高雄有年横尾線の高雄橋に至る区域を追加いたします。

この変更に伴い、面積は約40.8ha増加し、約 222.2haとなります。

今回の変更案につきましては、区域が河川敷であり、変更内容により直接生活環境に影響を受けると認められる住民がいないと判断されることから、説明会及び公聴会は行いませんでした。

以上の案に関連して、参考資料3、8ページの参考案件一覧に示すように、5件の用途地域、公園、土地区画整理事業、及び地区計画の市町決定の案件がございます。これ

らについては、おのこの市町の都市計画審議会です承され、本案件と同時に都市計画決定手続きを行う予定をしております。

第6号議案から第8号議案について、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で西播都市計画区域区分の変更、道路の変更、緑地の変更に関するご説明を終わります。

議長 ただいま第6号議案から第8号議案までの関連した3つの議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきましてご意見またはご質問ございましたらお願いいたします。

ご質問がないようでございますので、お諮りいたします。

まず、第6号議案から第8号議案の3件について一括して採決したいと思います、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、一括してお諮りいたします。

第6号議案から第8号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

異議がないようですので、第6号議案から第8号議案の3件については、原案どおり可決いたします。

それでは第9号議案「中播都市計画都市再開発の方針の変更」について、説明をお願いいたします。

事務局 第9号議案「中播都市計画都市再開発の方針の変更」について、説明させていただきます。議案書は緑色ファイルの別冊の()に、全体附図は議案位置図の12ページにつけております。

現在の「整備、開発又は保全の方針」の中で記載されている内容を踏襲しております、大幅な変更を行うものではございません。

本方針では、市街地の計画的な再開発に関して、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、「計画的な再開発が必要な市街地に係る、再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針」「これらの市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発をすべき相

当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めること」としております。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、「計画的な再開発が必要な市街地」、次に「特に整備効果が大きいと予想される地域」、通称は戦略的地区でございます。「特に整備課題の集中が見られる地域」、通称は要整備地区でございます。そして「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」、通称は2項地区でございます。以上の4種類の地区等としております。

各地区等につきまして、地区等の名称、概念、内容を定めております。

議案位置図12ページの全体附図もあわせてご覧ください。

「計画的な再開発が必要な市街地」につきましては、市街化区域の中で、既成市街地を中心に地域特性などを考慮して計画的なまちづくりが必要な市街地を定め、それぞれの市街地ごとに「概ねの位置」「再開発の目標」などを定めております。原則として、現行の方針と同様に、昭和45年国勢調査における人口集中地区を基本として、計画的な再開発が必要な一団の市街地を選定しております。

各市街地の再開発の目標等につきましては、別表1、4～7ページに記載しております。姫路市の姫路駅北市街地をはじめとして17の市街地で、現行の4,767haから約465ha増の合計5,232ha、すべて姫路市域でございます。

議案位置図12ページの全体附図では青色のハッチ、斜め線を表示いたしております。

「特に整備効果が大きいと予想される地域」(戦略的地区)につきましては、計画的な再開発が必要な市街地のうち、当該地区の再開発が前述の市街地の再開発の目標及び実現を図る上で効果が特に大きいと予想される地区を概念として、その「概ねの位置」を定めております。鉄道主要駅周辺等都市構造上拠点を形成すべき位置にあり、当該地区の再開発の事業効果、波及効果が大きいと予想される地区を選定しております。

全体附図では黄色で表示しております。

次に、「特に整備課題の集中が見られる地域」(要整備地区)につきましては、「計画的な再開発が必要な市街地」のうち整備課題の集中が見られる地区を概念として、その「概ねの位置」を定めております。先ほどの戦略的地区以外で公共公益施設の整備状況、土地利用及び建物現況等、市街地の現況診断により、住工混在、老朽住宅の密集、公共施設の不足、身近な商業施設の減少などの整備課題の集中が見られる地区を選定いたしております。

全体附図では青色の塗りつぶしで表示いたしております。

次に「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」(2項地区)につきまして、前述の市街地のうち、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区を概念として、その「区域」「整備の主たる目標」などを定めております。原則として、面的な整備事業実施の具体性がある地区を選定しております。

各地区の地区整備の主たる目標等につきましては、別表2、8～10ページに記載しております。また、各地区の附図につきましては11～22ページに記載しております。現行の12地区、約476.4haから事業完了地区等を除外しまして約111.6ha減とし、姫路駅周辺地区をはじめとして12の地区で合計364.8haでございます。

全体附図では赤色で表示いたしております。

次にいくつかの2項地区について説明いたします。

地区番号A-1-1 姫路駅周辺地区につきまして、スクリーンに11ページの附図を示しております。8ページに記載しておりますとおり、面積約69haで、地区整備の主たる目標としては、西播磨の中心にふさわしい都市環境と商業・業務機能の充実などがございます。また、施設整備の方針としましては、駅前広場、都市計画道路、公園、河川の整備などがございます。

次に地区番号A-6-1 阿保地区につきまして、スクリーンに18ページの附図を示しております。9ページに記載しておりますとおり、面積約97.2haで、地区整備の主たる目標としては、姫路駅周辺で南北一体となった中心市街地の形成でございます。また、施設整備の方針としては、公園、都市計画道路等の整備などがございます。

地区番号A-17-1、大津・勝原地区につきまして、スクリーンに22ページの附図を示しております。10ページに記載しておりますとおり、面積約45haで、地区整備の主たる目標としては、新生活空間の創造と魅力ある住宅供給の促進などがございます。また、施設整備の方針としましては、JR新駅の設置などがございます。

本案につきましては、素案閲覧後、姫路市におきまして説明会・公聴会を行いました。が、公述申し出はございませんでした。

また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議長 ただいま事務局から第9号議案の説明がございましたが、これにつきまして質問またはご意見ございますでしょうか。

25番 別冊の5ページにあたります。番号はA-8です。質問をさせていただきます。

広畑臨海部約 640haとなっていますが、このうち新日鉄用地はどれぐらいを占めているでしょうか。

事務局 ほとんどが新日鉄所有と聞いておりますが、正確な面積まではこの場ではわかりません。

25番 いまお答えがありましたように、この土地はほとんどが新日鉄の用地だということで、何haぐらいかなと考えていたのですが、よけいなことですが、もちろん再開発の目標として、ここに掲げてあります港湾施設整備あるいは工業地としての利用の促進はおおいに認められる中身だろうと思っておりますが、今回、そういった意味では、先ほど言いました新日鉄のもともとの用地ということでは、新日鉄自らが進めるのが本来の趣旨ではないかと思えます。そういった意味から、この部分での私は意見がありますので、反対ということで意思表示をさせていただきます。

議長 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。

第9号議案について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

反対の方挙手をお願いします。

(反対者挙手)

議長 反対1でございますので、多数で原案どおり可決いたします。

続きまして第10号議案「中播都市計画防災街区の整備の方針の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第10号議案「中播都市計画防災街区の整備の方針の変更」について、説明させていただきます。

議案書は別冊の()に、全体附図は議案位置図の13ページにつけております。

現在の「整備、開発又は保全の方針」の中に記載されている内容を踏襲しておりますが、後ほど説明いたします課題地域を新たに位置づけるなどの変更を行うものでございます。

本方針では、密集市街地について、計画的な再開発による防災街区の整備を促進するため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を明らかにすることとしております。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、防災再開発促進地区、課題地域、以上の2種類の地区等としております。

各地区等につきまして、地区等の名称、概念、内容を定めております。

議案位置図13ページの全体附図もあわせてご覧ください。

防災再開発促進地区につきましては、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区を概念として、「区域」「再開発、整備等の主たる目標」などを定めております。

建物倒壊危険度、火災延焼危険度等の指標に基づくとともに、事業実施状況等や住民の防災まちづくりへの意識が高い地区のうち、緊急に整備が必要とされる地区を選定しております。

各地区の再開発、整備等の主たる目標等につきましては、別表1、4ページと5ページ、また、各地区の附図につきましては7～8ページに記載しております。姫路市の姫路城南地区をはじめとして2地区で、現行の1地区約3haから約20ha増の合計約23haでございます。

議案位置図13ページの全体附図では赤色で表示しております。

課題地域につきましては、兵庫県独自の取り組みとして、防災再開発促進地区に次いで優先的に地域住民に対して防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある地域を概念として、「概ねの位置」「整備課題の概要」を定めております。密集市街地としての課題を持ち、今後優先的に課題の解決に向けて地区住民の合意形成等を図りながら、密集市街地の整備、改善に努める必要がある地域を選定しております。

各地域の整備課題の概要につきましては、別表2、6ページに記載しております。

姫路市の本町白鷺町周辺地域など7地域を位置づけいたします。

全体附図では黄色で表示しております。

次に防災再開発促進地区を説明いたします。

姫路市の地区番号A-1 姫路城南地区につきまして、スクリーンに7ページの附図を示しております。4ページに記載しておりますとおり、面積約3haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、店舗併用住宅等の建替促進、道路、緑地等の公共施設の整備などでございます。また、再開発促進のための措置としては、共同建替等の防災上有

効な建替を促進するため、民間において優良建築物等整備事業などによる共同化の促進でございます。

次に福崎町の地区番号B-1 福崎駅前地区につきまして、スクリーンに 8 ページの附図を示しております。5 ページに記載しておりますとおり、面積約20haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造住宅の建替促進、公共施設等の整備などがございます。また、再開発の促進のための措置としては、不燃化・共同化・協調化の促進、区画整理事業等の推進でございます。この地区は、今回新たに位置づけるものでございます。

本案につきまして、素案閲覧後、姫路市において説明会・公聴会を行いました、公述申し出はございませんでした。

また、2 週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議長 ただいま第10号議案の説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第10号議案については原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第10号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第11号議案「西播都市計画防災街区の整備の方針の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第11号議案「西播都市計画防災街区の整備の方針の変更」について、説明させていただきます。

議案書は別冊の()に、全体附図は議案位置図の14ページにつけております。

先ほどの中播都市計画防災街区の整備の方針の変更と同じように、課題地域を新たに位置づけるなどの変更を行うものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

方針に定める地区等としましては、中播都市計画と同様、防災再開発促進地区、課題地域、以上の2種類の地区等としております。

各地区等の名称、概念、内容等につきましては、西播都市計画と同じでございます。

防災再開発促進地区につきましては、各地区等の再開発整備等の主たる目標等につきまして、4 ページから 5 ページの別表 1 に記載しております。また、各地区の附図につ

きましては、7～9ページに記載いたしております。相生市的那波丘の台地区をはじめとして3地区で、現行の2地区約31.4haから約15.2ha増の合計約46.6haでございます。

議案位置図14ページの全体附図では赤色で表示しております。

課題地域につきましては、各地区の整備課題の概要につきまして、6ページ、別表2に記載いたしております。相生市の相生地区など4地域を位置づけいたします。

全体附図では黄色で表示いたしております。

続きまして防災再開発促進地区を説明いたします。

相生市の地区番号A-1 那波丘の台地区につきまして、スクリーンに7ページの附図を示しております。4ページに記載しておりますとおり、面積約5.2haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造住宅の建替促進、道路、公園等地区施設の整備などがございます。また、再開発促進のための措置としては、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業による居住環境と生活環境等の調和でございます。

次に赤穂市の地区番号B-1 尾崎地区につきまして、スクリーンに8ページの附図を示しております。5ページに記載しておりますとおり、面積約26.2haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、住環境の向上、防災街区の整備、公共施設等の整備などがございます。また、再開発の促進のための措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備でございます。

続きまして赤穂市の地区番号B-2 塩屋地区につきまして、スクリーンに9ページの附図を示しております。5ページに記載しておりますとおり、面積約15.2haで、地区の再開発・整備等の主たる目標としては、老朽木造住宅やアパート等の建替促進、公共施設等の整備などがございます。また、再開発促進のための措置としては、密集住宅市街地整備促進事業による住環境の整備でございます。この地区は、今回新たに位置づけるものでございます。

本案につきまして、素案閲覧後、上郡町において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

また、2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

議長 事務局から説明がありました第11号議案について、ご質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

ご質問等がないようですので、それではお諮りいたします。

第11号議案については原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第11号議案については原案どおり可決いたします。

続いて第12号議案「市島都市計画区域の指定」及び第13号議案「市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定」の2件ですが、これらはお互いに関連していることから、一括して説明を受けることにいたします。

事務局 市島都市計画区域の指定、及び、整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。議案書35ページ、参考資料2及び議案位置図15・16ページをお開きください。

議案書33ページに都市計画区域に関する法文をお示ししております。

都市計画区域は、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することによって、効率的な公共投資を図り、合理的で健全な土地利用を実現するために指定することとされております。このことにより、地方公共団体に都市計画策定の権限を与える区域を指定し、開発行為や建築行為に対して一定のルールを設けて、秩序ある土地利用が図られることをめざしております。丹波地域では、すでに篠山市、氷上町、柏原町、春日町が都市計画区域に指定されております。

都市計画区域の指定にあたっては、農業や林業等を所管する県や国の機関と国土利用計画法に基づく協議を行うことが必要で、これについては平成16年2月の国土利用計画審議会で答申を受けております。

なお、市町合併との関係について、平成12年10月に氷上郡の法定合併協議会が設置されて協議を進めているところですが、市島町では都市計画区域の指定を受けた上で合併することとして作業を進めてまいりました。

次に、市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明いたします。

議案書別冊の青いインデックスタグをお開きください。

丹波地域の既存4都市計画区域の都市計画区域マスタープランについては、平成15年7月の都市計画審議会で答申をいただいたところです。

市島都市計画区域の都市計画区域マスタープランは、先の4都市計画区域マスタープランと同様、丹波地域に共通の記述と都市計画区域ごとの記述をあわせて構成することとしております。

それでは、都市計画区域マスタープランの構成について簡単にご説明いたします。

1ページ、基本的役割では、「丹波の森構想」及び「丹波の夢ビジョン」を踏まえ、主要な都市計画の決定方針等を示すこととしております。

策定対象は市島町全域、目標年次は平成22年としております。

4ページ、都市計画の課題では、丹波らしい地域環境、交流等4点をあげ、それぞれの課題に対応した目標を定めております。

6ページに丹波地域共通の基本理念を記載しております。本都市計画区域の将来人口は、全県の将来人口推計をもとに県都市計画課で独自に設定しております。

7ページ、区域区分について、市島都市計画区域では、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を定めないこととしております。

8ページからの基本的方針では、まず、土地利用に関する方針について、丹波地域では緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づくまちの区域、さとの区域、森を生かす区域、森を守る区域、及び歴史的なまちの区域のそれぞれの区域ごとに緑化基準等を設定して、良好な開発の誘導を図っていくこととしております。

まちの区域及び歴史的なまちの区域は、都市的土地利用を図る区域として、農林・漁業との健全な調和を図りつつ、必要に応じて、商業・業務地、工業地、住宅地等の配置計画を定めることとしております。

また、その他の区域においても、住民と行政がめざすまちづくりの明確化を図ってまいります。

8ページ、自然的環境については、緑条例の土地利用区分等に基づき保全する森林・樹林地等の区域や位置を明確にして、丹波らしい地域環境を守ることとしております。

森林はその保全を図り、特に、史跡、文化財等と一体となった都市のランドマーク、シンボルマークとなっている緑地、丘陵地等については、積極的に保全・整備を図ることとしております。

9ページ、都市交通について、公共交通の機能強化と道路網整備のため、鉄道及びバスネットワークの充実やコミュニティバスの導入を図りながら、自転車・歩行者道等の整備についても進めていくこととしております。

これらの考え方のもとに、道路、駅前広場、鉄道等について記載しております。

10ページ、都市環境の方針では、公園・緑地等の自然共生型の河川、下水道、廃棄物処理施設等の整備を計画的に推進し、都市環境の保全・向上を図ることとしております。公園緑地の計画的整備、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る整備、また、治水安全度の向上を図るための河川改修の推進と、地域にとって愛着のある河川づくりを進めることとしております。このほか廃棄物処理施設、景観の形成についても記載して

おります。

11ページ、市街地整備に関する方針については、計画的で良好な市街地形成が図られるよう配慮することとしております。まちの区域や歴史的なまちの区域の特性に応じ、個性的で魅力的な市街地整備をめざすこととしております。

12ページ、都市防災について、兵庫県地域防災計画と整合をとり、防災拠点の整備とネットワーク化等について記載しております。

13ページ、主要な都市計画等の指針では、4の方針により具体的に事業化される予定の事業を、町との意見交換及び兵庫県の社会基盤整備プログラムにより公表されている事業から抽出して記載しております。

議案位置図17ページの附図をご覧ください。

市島都市計画区域は、吉見地区、竹田地区を都市拠点として位置づけ、都市機能の充実を図るほか、交流拠点としてレクリエーション機能等の充実を図ることとしております。地域のシンボルロードとなっている国道 175号、通称「水分れ街道」を中心に、主要地方道市島和知線、一般県道沼市島線等の整備を図り、JR丹波竹田駅、市島駅については駅前やアクセス道路などの整備を推進し、まちの玄関口にふさわしい環境づくりを行うこととしております。また、JR福知山線等を広域連携軸として、阪神方面、隣接市町との連携強化を図ります。

以上の案について、素案閲覧後、平成15年11月14日に市島町において説明会・公聴会を行いました。公述申し出はございませんでした。

スクリーンに公聴会の会場風景をお示ししております。

都市計画区域マスタープランについて、2週間の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

市島都市計画区域の指定、及び市島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する説明は以上です。

以上で、新たに都市計画区域の指定を行う市島を含め、県下30都市計画区域の都市計画区域マスタープランの説明を終了いたします。

議長 第12号議案及び第13号議案の説明を受けましたが、これにつきまして、質問またはご意見ございましたらお願いいたします。

25番 12号・13号共に反対ではありません。賛成ですが、少し具体的に、もしわかればお教えをいただきたいのは、13号議案の中で、別冊の9ページにあたります、ご説明

にもありました都市交通に関する方針の中で、丹波地域の特徴がここにも書かれてありますが、交通の大半を自動車が担っている現状の中で、県下7地域でも自動車保有台数も1世帯あたり2.5台ということも書かれるなかで、一方で、高齢化のなかでコミュニティバスの導入は非常にこういった地域に求められるのですが、自動車の保有台数が多いなかで具体的に進められるのだろうか、平成22年为目标年次になっておりますから、そうは言ってもあとわずかなので、もし、具体的な導入の時期等があればお教えをいただけたらと思います。

事務局 今後の検討課題ということで、検討は進められているようでございますが、具体的な導入につきましては、まだできていないということです。

25番 市町合併ということも具体的にありますから、そのあたり、ぜひ、ここに書いてあることが進みますようにという要望も含めて、意見を申し上げておきます。

議長 ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、お諮りいたします。

まず、第12号議案及び第13号議案の2件については、極めて関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは一括してお諮りいたします。

第12議案及び第13号議案については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議がないようですので、第12号議案及び第13号議案については、原案どおり可決いたします。

以上で本日の議案はすべて終了いたしました。

この結果は直ちに知事あてに答申することといたします。

それではこれをもちまして平成15年度の第5回の審議会を閉会いたします。

5回に及ぶ本年度の審議会、たいへんありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項があるようですので、お願いいたします。

事務局 長時間にわたりありがとうございました。

次回でございますが、16年度第1回の審議会につきましては、7月頃をめどに開催することで予定しております。日程が決まり次第お知らせしますので、よろしくお願ひしいたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午後3時15分

**平成15年度第5回兵庫県都市計画審議会
出席委員名簿**

日 時：平成16年3月30日 午後2時～午後3時15分
場 所：パレス神戸2階 大会議室

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	西 村 多嘉子	大阪商業大学教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	山 口 昇	(財)兵庫県まちづくり技術センター理事長	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	山 川 雅 典	農林水産省近畿農政局長	代 理
	宮 城 勉	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	谷 口 博 昭	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	梶 原 景 博	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	巽 高 英	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	中 川 啓 一	洲本市長(兵庫県市長会)	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	末 松 信 介		
	原 亮 介		
	門 信 雄		
	梶 谷 忠 修		
	野 間 洋 志		
	宮 本 博 美		
	佃 助 三		
	毛 利 り ん		
	小 林 護		
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	井 上 照	小野市議会議長(兵庫県市議会議長会)	
	振 角 利 允	夢前町議会議長(兵庫県町議会議長会)	